

平成19年5月18日

各 位

会社名 日本ハム株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 浩  
(コード番号 2282 東証・大証第一部)  
問合せ先 広報部長 西原 耕一  
TEL 06-6282-3031

### 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件（執行役員）

当社は、平成19年5月18日開催の当社取締役会において、会社法（平成17年法律第86号）第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、執行役員という。）に対して株式報酬型ストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成19年6月27日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の執行役員の報酬制度において、当社の株価や連結業績との連動性を引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、適正な会社経営を通じた株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的といたします。

なお、当社は、平成16年より従来の執行役員に対する退職慰労金制度を廃止するとともに、執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことといたしております。

2. 本総会においてその決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権80個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式80,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社第62回定時株主総会における決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から平成39年6月30日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
- 以下のi、ii及びiiiの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額にiiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - viii 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記⑨に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社及び関係会社（当社の出資比率が20%以上の会社をいう。）の取締役、監査役及び執行役員（いずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - ii 上記iに関わらず、新株予約権者は以下のア)又はイ)に定める場合（ただし、イ)については、上記⑦に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
    - ア) 新株予約権者が平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合  
平成38年7月1日から平成39年6月30日まで
    - イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合  
(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
  - iii その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

#### 《ご参考》

当社取締役に対しましても、前期株主総会にてご承認いただきました報酬額の範囲内において、本株主総会終了後の当社取締役会にて株式報酬型ストックオプションの発行を決定する予定です。ただし、独立性をより明確にするという観点から、社外取締役及び監査役につきましては、当社取締役会並びに当社監査役会にて付与対象者より除外する旨決定いたしております。

以 上